

第30回児童福祉審議会議事録

日 時 令和4年5月19日(木) 10:00～11:40
会 場 はぐくみかん5階 会議室3・4

出席委員一岩澤義雄、岩波啓之、織田俊美、小原信治、勝俣明美、岸川洋治、久保山茂樹、
谷英明、玉川淳、富澤真由美、檜山直春、松本敬之介、宮田丈乃、室谷千英、
吉田裕一

欠席委員一井上亮子、菊池匡文、木津りか、小村陽子、児山秀一、澁谷昌史、鈴木立也、
関守麻紀子、福士貴子、星野嘉朗、村田陽子、毛利陽子

(五十音順、敬称略)

事務局一民生局	平澤局長
福祉こども部	植野部長
子育て支援課	岸課長、田中課長、澤村係長 市原
健康部	夏目部長
地域健康課	河島課長
こども家庭支援センター	高場センター長
こども家庭支援課	加藤課長
こども給付課	佐藤課長補佐
児童相談課	山田課長

傍聴者 1名

1 議事

(1) 家庭保育福祉員制度利用乳児の死亡事故の検証について

2 報告事項

- (1) 令和3年度 児童福祉審議会等開催状況について
- (2) 令和4年度 児童福祉関連の組織改正・予算の概要について
- (3) 令和3年度 横須賀市児童相談所の相談受付状況について

3 その他

(1) 今後の予定について

【審議結果等】

- (1) 会議定足数について、出席委員 15 名、欠席委員 12 名で第 30 回児童福祉審議会成立。
- (2) 議事案件である家庭保育福祉員制度利用乳児の死亡事故の検証について、事務局から報告し、検証を終了とすることが承認された。
- (3) 報告事項及びその他について了承された。

【委員からの意見・質問並びにそれらに対する事務局からの回答の概要】

議事（1）家庭保育福祉員制度利用乳児の死亡事故の検証について

（小原委員）

以前、保育所や小中学校への常設カメラについて議論があったが、今の状況はどうか。常設カメラが設置されていれば管理者が目を離れた際に何か起きてても確認ができ、家族に説明できると思うが、その点はどうか。

（事務局）

保育所等に常設カメラは現状設置されていない。当時家庭的保育は職員 1 名で保育が行われていた事が問題だった事から、現在は補助員をつけ、複数の目で必ず対応するという形をとっている。

（小原委員）

複数の目があっても、保育者が少し目を離れた間に子どもがケガをしたという話はよく聞かれる。街中ではカメラの設置が増えてきているが、保育所や小中学校では設置がされておらず、どんな事が行われているか保護者にはわからない。常設カメラが設置されていない理由は何か。

（事務局）

現状は設置されていないが、保育所の室内の様子を確認するという事は今後必要になってくるのではと考えている。新しくできた中央こども園ではモニターで室内の様子をみることができる。そういったことも視野に入れて進めていくことが必要と感じている。

（吉田委員）

事業所は、事故後監査等を受け文章や口頭指導、改善命令などを受けたと思うが、その辺の情報があれば教えてほしい。

（事務局）

事故があった事業所は閉所している。平成 27 年から国の子ども・子育て支援制度ができ、

許認可含めて・監査指導の対象となるため、監査の対象となる 14 事業所について、安全面等必要な事は指導監査課で指導している。

(宮田委員)

最終的に遺族と市長は面会したのか、最後どのように対応をとられたのか。

(事務局)

ご遺族と市長の面会は行われていないが、昨年裁判終了後ご遺族の方から保育課へ連絡があり、保育課課長と担当係長とで面会した。ご遺族がそのとき話されていたのは、当事者の家庭保育福祉委員の方が病気を患い、すべての裁判を欠席されたため、本来その方から当時の状況を直接聞いたかったがそれができなくなってしまった。もうこれ以上続けても難しい、ということで和解に至ったという話を伺った。

(谷委員)

神奈川県警に行政文書の公開請求を行ったが、死亡原因については黒塗りで情報公開してもらえなかったと記載があるが、P. 5 のところには、「乳幼児突然死症候群防止のため」と記載されているため、市として死亡原因は乳幼児突然死症候群と推測しているのか、死亡事故の原因としてどのようなものがあると考えているのか。

(事務局)

市として控訴した時の状況で申し上げますと、ご遺族側としては窒息死という事で訴えられている。一方で家庭保育福祉委員側では、乳幼児突然死症候群と主張している。本市としても控訴時の理由としては乳幼児突然死症候群の可能性を挙げた。

今後の事故防止対策として、当時は他市の状況も踏まえて、15 分おきの睡眠チェックを行っていたが、0 歳児は 5 分間隔に短縮した。同様に 1.2 歳児も今までのセルフチェック時間を短縮してチェックするよう改善している。

(室谷委員)

死亡原因について、新聞記事には、「判決でミルクを吐いて気道に詰まらせ、窒息死したと認定。」と記載されている。新聞発表にあたって市は内容を把握していたのか。

(事務局)

市として新聞記事の内容は把握しているが、控訴した市側としてはミルクが詰まったことが要因とは言いきれないと考えている。当時の分科会の委員で関わっていただいた小児科の医師にもご意見をいただいたが、ミルクが詰まって亡くなったというよりも、乳幼児突然死症候群の可能性が非常に高いのではとおっしゃっていた。

報告事項（１）令和３年度 児童福祉審議会等開催状況について

意見なし

報告事項（２）令和４年度の予算の概要について

（岩澤委員）

P. 2 児童福祉関連の各課別事務分掌の中の子育て支援課 2 行目「市立保育園及びこども園の再編及び整備」、P. 9 予算の概要「⑫（新）公立保育園、公立認定こども園の ICT 推進」の内容について、市立保育園と公立保育園の言葉が混在しているが、使い分けがあるのか。

（事務局）

内部の事情になるが予算書の費目に公立保育園というものがあるため、予算の概要ではそう記載している。市立保育園の記載については 市立保育園再編実施計画が令和２年度にでき、その中の表記がこのようになっていたため、それに合わせた結果混在する結果となったが、最終的には今後合わせていきたいと考えている。

（岩澤委員）

P. 7 「⑦（拡）ICT を活用した新たな教育施設への支援」と記載があり、IT はなじみがあるが ICT という言葉は新しいと思うので、日本語をかつこ書きで加えたほうがわかりやすいのではないのか。

（事務局）

ICT は情報通信技術という意味だが、正しく伝わるのが大切なので注意していきたいと思う。

（松本委員）

感想となるが、組織について、青少年の家の担当部署は子育て支援課ということだが、担当の課長は「放課後児童対策担当課長」というのは少しわかりにくいという印象を持った。

予算の概要については、現在のおかれた困難な財政の中で、配慮された内容となっていると感じた。

（小原委員）

P. 4 「③（新）虐待被害で避難している大学生などの支援」について 4 月より、18 歳以上が成人となったが、市の政策は働いていない学生は子どもとして 18 歳でも支援の対象となるのか。こども支援に対する年齢の定義はどうなっているのか。

（事務局）

定義が児童福祉法の範囲内となるため、4 月より確かに 18 歳は成人となるが従来どおり

18歳以上が対象となる。

(織田委員)

P. 7 「⑦ (拡) ICT を活用した新たな教育施設への支援」について、ICT 化は良い面と悪い面がある。ICT を活用することで学習にとって便利になる面もあるが、その反面、目的外利用をされてしまうことも考えられ、良いものを導入するためにはしっかりと対策を講じる必要がある。対策をしていかないと一部の子どもたちが勉強についていけない原因にもなるため、何か対策について考えていけば教えてほしい。

もう一つは、P. 9 「(3) ② (新) 児童養護施設などを退所した方の支援」について、18歳で退所し、社会に出ても相談に対応するということだが、一般の子が大学をでて22歳になっても社会になじむには時間がかかりうる状況の中で、施設を退所した子たちはハンデがあるため就職しても団体生活や人間関係に対応することができないと、誰にも相談できずに、会社をやめてしまうケースが多い。そういった子がちゃんと相談できるような場所が必要であり、また、相談する場所がどこにあるのか、わかりやすくしておく対応が必要と考える。

(事務局)

ICT の対策について、おっしゃるとおりしっかりした対策が必要と考える。関係部局とも連携し、しっかりと対策していきたい。

(事務局)

確かに通常18歳になると親元から自立していく方向となるが、児童虐待などで親もとから引き離された子は生活基盤が脆弱な子が多く、大学を中退、就職しても続かず退職してしまうケースがみられる。支援として児童相談所に1人職員を置き、施設にいる間からこれからのように自立していくかスケジュールを考え、22歳まで支援を行っている。

(織田委員)

22歳以降も会社に順応できない子はいる。普通の子たちより元々ハンデがある中で、社会にうまく順応できなければどんどん内向きになってしまうため、22歳以降も社会で自立できるまで支援する仕組みがあるとありがたいと思う。

(事務局)

22歳になったからといって年齢で区切るのではなく、そういった子たちがいつでも相談できる窓口は開けておきたい。

(久保山委員)

意見となるが、組織改正について、組織図をみると課のレベルでかなり「子ども」という文字が減っている点が気になる。子育て世代の者からするとわかりにくくなっているような印象がある。不断の見直しということも念頭にいただきたいと思います。

質問も3点あるが、1つ目は保健師について、保健師が地域で活動するという話があったが、高度な専門性が必要な母子保健やコロナ対応もある中でどのような運用をされていくのか。

2つ目は、P. 8「⑧（拡）私立幼稚園などへの障害児など教育費助成の拡充」について、配慮が必要な児童と記載があるが、これについてどのような基準や手続きで判断をされているのか。また、適切にこの予算が各園で利用されているのか調べるようなことはあるのか。

3つ目は、「⑨（新）医療的ケア時およびその家族に対する支援」について、幼稚園に対する支援はどうなっているのか。

（事務局）

母子保健は地域健康課へ移管となったが業務としては従来どおり。

また、高齢者の業務も増えているが、職員の体制を整えながら対応していきたいと思っている。

（事務局）

2つ目について、以前は障害者手帳の交付を受けたお子さんを対象としていたが、手帳がなくても療育プログラム対象のお子さんも対象となっている。

3つ目については、今年度は公立保育園と民間保育園が対象となっているが、幼稚園については確認させていただきたい。

（久保山委員）

P. 8「⑧（拡）私立幼稚園などへの障害児など教育費助成の拡充」、の対象について配慮が必要な児童や療育プログラム対象者以外に、園として配慮する児童と判断した場合も対象となるか。

（事務局）

この場でははっきりと申し上げられないが、その子の状況をみて判断させていただきたい。

（吉田委員）

P. 4「②放課後児童クラブの利用料引き下げ」について、今後の見通しについて子育て支援課と相談し協力しながら引き下げる方向で進めていけたらと思っている。

また、P. 7「⑥（拡）放課後の居場所づくり」で放課後子ども教室の大幅な拡充があるが、

新・放課後子ども総合プランでガイドラインが示されているので、きちんと運用されているか、市としても確認していただきたい。全児童対策は、これまでの様子を見てみると、ガイドラインに沿わない効率性や経済性を重視した大人中心の考え方の運営が他の市町村で見受けられたので、子どもを真ん中に置いて事業を進めていただきたい。

(事務局)

保護者の負担軽減のため利用料引き下げをお願いしているところだが、各学童クラブにおいては補助額や利用料が異なるため、個々の事情に合わせて相談に応じてサポートしていきたいと思っているので、ご協力をお願いしたい。

放課後子ども教室についても、モデル事業としてやっているところだが、その見直しを行うとともに、学童クラブとの連携は大切になってくるため、児童のために、しっかりと展開できるようにすすめていきたい。

(岩波委員)

組織改正について、幼稚園関係の担当課は子育て支援課となったが、幼稚園は教育保育施設で学校教育を行う場であることから違和感がある。子育て支援というのは保護者や保育している人達が対象のようなイメージがあり、子どもに焦点をあてるという視線が減ってしまったような気がする。幼児期の教育保育の解決策をもっと全面にだしてもよいのではないか。教育保育の質の向上、あるいは学校教育をベースにした幼稚園の教育の推進という内容も入れていただけたらありがたい。また、先ほど久保山委員より話のあった、「⑧(拡)私立幼稚園などへの障害児等教育費助成の拡充」の対象について、園として配慮する児童も対象としていただくなど、柔軟に対応してもらえるとありがたい。

(事務局)

ご意見のあったとおり、組織図をみると「子ども」という表記が少なかった部分はあるが、教育についてもしっかりやっていくことは変わらない。

⑧(拡)私立幼稚園などへの障害児等教育費助成の拡充についても柔軟に対応していきたいと思っている。

報告事項(3) 令和3年度 横須賀市児童相談所の相談受付状況について

(松本委員)

経路別件数の割合は何の割合なのか。

(事務局)

虐待件数790件について、どのような経路から通報があったかという件数の割合となる。なお、半分以上が警察からの通報となる。

(織田委員)

経路別件数について、警察の項目があるが、警察は直接家庭問題を確認する術がないため、この手前の段階で、誰かから通報が入るのではないのか。

(事務局)

例えば、夫婦喧嘩を子どもが目撃し警察へ通報、警察が家族の仲裁にはいり、その結果何らかの心理的に子どもへの影響があると警察が判断した場合は、警察からの通報とカウントされる。

その他（１）今後の予定について

意見なし

(小原委員)

横須賀再興プランの策定の際に関わったが、その中の「地域で支える子育て」として「こども食堂」があり、放課後の居場所の一つになりつつあると思うが、「放課後の居場所」になっているこうした民間施設への公的補助は考えられているのか。

(事務局)

予算の概要に記載の「放課後の居場所づくり」の中には、こども食堂は含まないが、いただいた意見も踏まえて、今後の放課後の居場所について考えていきたい。

(勝俣委員)

P. 7「⑦（拡）ICTを活用した新たな教育施設への支援」について、令和4年4月にオープン予定の民間事業者が対象と記載があるが、どのような支援を行っているのか具体的に教えていただきたい。

(事務局)

具体的には、広報よこすかにも掲載予定だが、NTTのビル内にできた次世代型ICT教育施設のスカピアになる。横須賀市とNTT東日本、NTTe-Sportsの連携協定により開設したもので、放課後児童クラブも入る施設となっている。

以上